

平成 27 年 1 月 8 日

株式会社 道北エナジー 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 高瀬清

北海道天塩郡豊富町字豊富東 2 条 5 丁目

「(仮称) 芦川・豊富山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見書

当事業の事業実施区域を含む道北地域は、広大な湿原や海岸砂丘林、周氷河地形など国内では他に類を見ない特異な地形を有し、特に渡り鳥の渡来地として決して広くない面積に多種多数の渡り鳥が利用するなど生物の宝庫として世界的にも重要な自然環境を有する地域である。よって、この地域における開発行為についての環境影響評価は極めて慎重に行われなければならない。にもかかわらず、以下に述べるように、そもそも当事業の環境影響評価の進め方に問題が多く、事業者が環境影響に配慮する姿勢が不足していることから、計画段階配慮書の縦覧からその方法及び期間を見直し、改めて手続き直すことを要望する。

① 環境影響評価図書の縦覧期間・方法に問題点が多い

方法書の 7.1 「配慮書について関係地方公共団体の長及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解」において、当事業の事業計画である「(仮) 道北中央風力発電所」の計画段階配慮書の縦覧状況が示されている。配慮書の縦覧状況は、「縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 2 件」、「インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 528 回」とされており、地域住民並びに国民に十分な周知が出来ているとは全く言えない状況である。縦覧場所が関係自治体庁舎内の計 7 ヶ所のみであり、土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの縦覧時間では、一般の目に触れることは難しい。例えば関係自治体の施設としては、稚内市立図書館や稚内総合文化センター、豊富町民センター、豊富町定住支援センターふらっと☆きたなど、夜間や土・日曜日、祝日でも開館している施設があり、それらの施設での縦覧も行うべきである。また、景観への配慮も考慮するのであれば、当該事業地周辺の景観を求めて訪れる観光客等へも周知をするため、サロベツ湿原センターや幌延ビジターセンターなどの観光拠点となってい

る公共施設でも縦覧を行うべきである。

さらに、インターネットの利用についても、配慮書・方法書のいずれもダウンロード保存や印刷が不可能となっており、Firefox や Chrome、Safari など Internet Explorer よりも利用率の高いウェブブラウザで閲覧することができない事態も多発していたことから、広く周知する姿勢とは程遠い状況であった。よって、もし地域住民や国民の理解を得、環境影響に配慮して事業を進めるつもりが事業者にあるのであれば、方法書を撤回し、配慮書の縦覧からその方法及び期間を改めてやり直すべきである。

また、例えば表 7.1-1 No.3 の「事業者の見解」において、「配慮書の 2 章では、事業を行う目的を記載するとともに、その背景や経緯・必要性を記載しています。」などと書かれているが、1 ヶ月の縦覧期間を過ぎると、紙媒体でもインターネット利用でも配慮書を閲覧することが不可能となっており、確認することが出来ない。これは方法書においても同様の措置が取られている。よって、もし地域住民や国民の理解を得、環境影響に配慮して事業を進めるつもりが事業者にあるのであれば、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成 24 年 3 月環境省総合環境政策局環境影響評価課）」に従って、「少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開すること」「特段の理由がない限り、引き続きインターネット上で公表すること」を配慮書の段階からやり直すことが必要である。

② 環境影響評価手続きの進め方に問題がある。

当方では配慮書に対して意見書を出させていただいたが、それに対する事業者の見解は、書面や直接聞き取りなどによって示されることなく、方法書 7.1 において初めて示された。これでは、事業者の見解に対する意見者からの見解を述べる機会が無く、事業者の見解が如何に的外れなものであってもアセスメント手続きを進めることが出来ており、意見書の提出がなんら意味のないものになってしまう。例えば、当方の意見書において、「将来的な生息可能性（潜在的な利用可能地）についても希少猛禽類等については適地として十分考慮すべきである。」と述べていたが、表 7.1-1 の意見の概要からこの部分は除外されており、意見が全く無視されている状況である。よって、今回の方法書は撤回し、配慮書に対して意見書を提出した意見者に、事業者の見解を示してヒヤリングを行うなど意見交換を行い、その結果をフィードバックした上で改めて方法書の作成を再度行うべきである。

③ ヒヤリング対象の専門家等が少なすぎるあるいは適切でない。

専門家等へのヒヤリング結果が示されているのは、第3章「対象事業実施区域及びその周囲の概況」の3.3「専門家等へのヒヤリング」並びに第6章「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の6.2.1「専門家等へのヒヤリング」の2箇所であるが、前者は「植物の専門家」（専門家の所属は記載されていない）1名のみ、後者は大学教員（哺乳類・爬虫類・両生類）、個人研究者（鳥類）、個人研究者（昆虫類）、公益団体職員（魚類・底生動物）、団体顧問（植物、植生、緑化）、稚内市（景観・人と自然との触れ合いの場）、豊富町（景観・人と自然との触れ合いの場）、幌延町（景観・人と自然との触れ合いの場）と極めて少なく、知見等に大きな偏りが生じている可能性が否めない。例えば「植物の専門家」といっても、その専門分野は多岐に渡っており、造園・緑化の専門家と、保全生態学の専門家とではその視点は大きく異なる。少なくとも各専門分野において3名以上の所属の異なる専門家等からのヒヤリングを実施する必要がある。そして、専門家等の専門分野もその学術的立場が分かるようにもっと詳しい専門分野を明記すべきである。また、「景観・人と自然との触れ合いの場」のヒヤリング対象はいずれも市役所・町役場の職員のものであるが、例えば当方に最も身近である豊富町についていえば、地域の景観の保全やそれを活かした地域の活性化等に明確なビジョンを持っておらず、旅行者等の地域を訪れる人々の動向や嗜好などの情報把握に努めているとは言い難く、彼らだけでは情報源としては不足である。例えば、各市町の観光協会の職員、環境省稚内自然保護事務所の自然保護官、サロベツ湿原センターや幌延ビジターセンターなどの観光拠点の職員、宿泊施設やレンタカー・タクシー・バス会社や旅行代理店の職員、豊富温泉コンシェルジュデスクなど地域の訪問者に直に接しその動向の把握に努めている人々は多数存在しており、彼らからのヒヤリングは必須である。また、地域の特性を把握している景観の専門家からのヒヤリングも必要である。

④ 「宗谷丘陵の周氷河性波状地形」は回避されていない。

表 4.3-5 「重要な地形・地質（日本の地形レッドデータブック）」の「宗谷丘陵の周氷河性波状地」は、対象事業実施区域の設定にあたって回避したとしているが、実際には回避されていない。「日本の地形レッドデータブック第2集」が当該地形の範囲を示していないことから国土地理院の「日本の典型地形」に示されている範囲を代用したとしているが、「日本の典型地形」は「宗谷丘陵の周氷河性波状地」のごくコアな部分が示されているものであり、周氷河性波状地形は「道北の自然を歩く」（道北地方地学懇話会編・北海道大学出版会）に示されている通り、宗谷岬から

少なくとも大規模草地の一带の丘陵地帯までは連続している地形であり、対象事業実施区域のほぼ全域が含まれている。宗谷丘陵の周氷河性波状地形の最もコアな部分は、貴社グループの(株)ユーラスエナジー宗谷が運営している宗谷岬ウインドファームによって、すでにその景観の大部分を改変されてしまっているため、現在残されている宗谷丘陵の周氷河性波状地形による景観は極力保全されなければならない。

⑤ 「豊富フットパス」が「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」に含まれていない。

表 4.3-35「事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場」の出典 11. に「北の最果てとほてえロード」が示されているにもかかわらず、当該資料において最も主要に扱われている「豊富フットパス」が抜け落ちているのは問題である。当フットパスは対象事業実施区域内に含まれており回避されていない。よって、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として豊富フットパスを調査点に入れなければならない。また、その調査地点は対象事業区域内に含まれているものとして扱わなければならない。

⑥ 「大規模草地牧場」は回避されていない。

主要な眺望点並びに主要な人と自然との触れ合いの活動の場として「大規模草地牧場」が挙げられているが、当牧場は各地図に示されているようなピンポイントの点ではない。これはあくまでその駐車スペースに過ぎず、当牧場の景観を求めて訪れる旅行者等は大規模草地内の車道のあらゆるポイントからの眺望を楽しんでいることから、「大規模草地牧場」は、大規模草地内の車道を網羅する線として調査地点を設定しなければならない。また、その調査地点は対象事業区域内に含まれているものとして扱わなければならない。

⑦ 「夜間の景観(星空)」が配慮されていない。

当事業の風力発電施設ではライトアップはされない方針のようであるが、航空障害灯の点灯は義務付けられるはずである。サロベツ湿原センターや大規模草地牧場、豊富町自然公園、兜沼公園、パンケ沼園地、宗谷ふれあい公園などでは夜間に星空を楽しむ人も多く、関係団体による保持空観察のイベントも実施されているが、例えばサロベツ湿原センターから約 14km 離れた音類風力発電所の航空障害灯であっても、サロベツ湿原センターから南西方向の星景写真の撮影にはかなり明るく写りこんでしまう。よって、航空障害灯による星空への影響も考慮すべきである。

⑧ 「カワシンジュガイ」の生息可能性に留意すること。

表 3.1-20「底生動物の重要な種」において、環境省第4次レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のカワシンジュガイが挙げられていないが、流域に事業実施区域が含まれる下エベコロベツ川には高密度で生息している区間があることから、調査、予測及び評価の際にはその存在や生息域に対する影響に十分配慮すること。

⑨ 大気質、騒音及び超低周波音、振動、風車の影について、家畜や野生動物への影響が考慮されていない。

大気質、騒音及び超低周波音、振動、風車の影について、調査地点はいずれも居住宅や住宅地など人間生活への影響のみを考慮した地点が設定されているが、国内有数の酪農地帯であり国内でも類を見ない野生動物種の宝庫であるという地域の特性を鑑み、家畜や野生動物への影響を考慮した調査地点を設定すべきである。貴社グループの(有)稚内グリーンファクトリーはコントラクター事業により地域の酪農業を支える存在であるから、家畜への影響評価は他社に先駆けて行うべき重責を負っているはずである。

⑩ 動物相の調査期間等が少なすぎる。

「渡り鳥(一般鳥類)」の調査方法について、渡り鳥の渡り個体数のピークは種によって異なり、また年によっても変動する。特に周辺地域の特性として重要な種であるケアシノスリやハイイロチュウヒ、シロハヤブサ、シロフクロウ、ベニヒワなど高緯度地域で繁殖する鳥類は繁殖地での餌の状況によって飛来数が大きく増減し、概ね3~5年程度の周期があるといわれている。よって、「春季4~5月、秋季9~10月 1季あたり連続5日間×2回(1季あたり合計10日間)」という実施回数は少なすぎる。ピークを逃さない為には、最低でも「連続5日間の調査を各4回、1季あたり8回(合計40日間)」は必要であり、少なくとも3年間は続けて調査を実施する必要がある。また、調査時間については表 6.2-14には記載がないが、周辺地域の重要な渡り鳥であるハクチョウ類については日中や夜間にも頻繁に渡り行動を行っていること、同様に重要な渡り鳥であるヒシクイやマガンなどのガン類は渡りの時期には兜沼やペンケ沼等のねぐらと周辺地域の採餌場との間の移動を日中頻繁に繰り返しており、その際に事業実施区域を通過するであろうことが予想されことから、日中や夜間も含んだ時間帯に実施することが必要である。

「希少猛禽類渡り」の調査についても同様に、渡りのピークは天候などによって大きく変動する上、短期間に集中して渡る傾向があるため、「春季3～4月、秋季10～11月 1季あたり連続5日間×2回（1季あたり合計10日間）」という実施回数ではピークを逃して過小評価してしまう可能性が高く、最低でも「連続5日間の調査を各4回、1季あたり8回（合計40日間）」は必要である。また、予測衝突数の算出については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に記載されている算出モデルだけでなく、現在考案されている最新で適切なモデルを用いて算出するべきである。

さらに、いずれの生物に関する調査も現況での生息状況の調査のみにとどまっているが、この地域は2002年より国の特別天然記念物のタンチョウが定期的に飛来し繁殖を行うようになり、年々その飛来数が増えていることから明らかなように、絶滅危機に瀕している動植物が健全な個体数に回復するための生息地としての国際的にも大変重要な役割を担っている地域である。よって、この地域及びその周辺に生息する重要な動植物、とりわけ環境省の保護増殖事業計画の対象となっているオジロワシ、オオワシ、タンチョウについて適切な生息地評価手続き（HEP等）を行い、将来的な生息可能性を考慮した潜在的な利用可能地としての評価を行いその結果に十分に配慮すべきである。

⑪ 「可能な限り回避又は低減」に具体性がない。

環境影響に対して、いずれも「可能な限り回避又は低減する。」あるいはそれに類似の文言が書かれているが、具体性が無く定義があいまいである。「可能な限り」とは何を基準に可能であるのか、「低減」とは何との比較でどの程度の低減なのか全く具体性がない。あらゆる環境影響に対して、「可能な限り回避又は低減する」という言葉のとおり受け取れば、事業そのものを中止することに他ならないこととなるが、そういう理解で良いのか。もしそうであれば、そのことを明記すべきである。また、地域の自然環境の特異性を鑑みれば、特に自然環境や景観、酪農業、観光業に対する影響は「低減」ではなく「回避」がなされるべきであり、そのことを明記すべきである。さらに、やむを得ず「低減」に留まらざるをえないのであれば、そのことを地域住民及び国民の理解を得た上で「代償措置」を取る必要があるが、具体的な「代償措置」も含めてそのことを明記すべきである。